

## 第4回弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

日時 平成30年2月2日（金）

午後1時30分

場所 市役所市民防災館3階 防災会議室

### 次 第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 案件

(1) 介護保険料について . . . 資料1、2、3

4. その他

5. 閉会

# I. 介護保険料の算定方法について

資料1

## 1 第1号被保険者保険料の算定

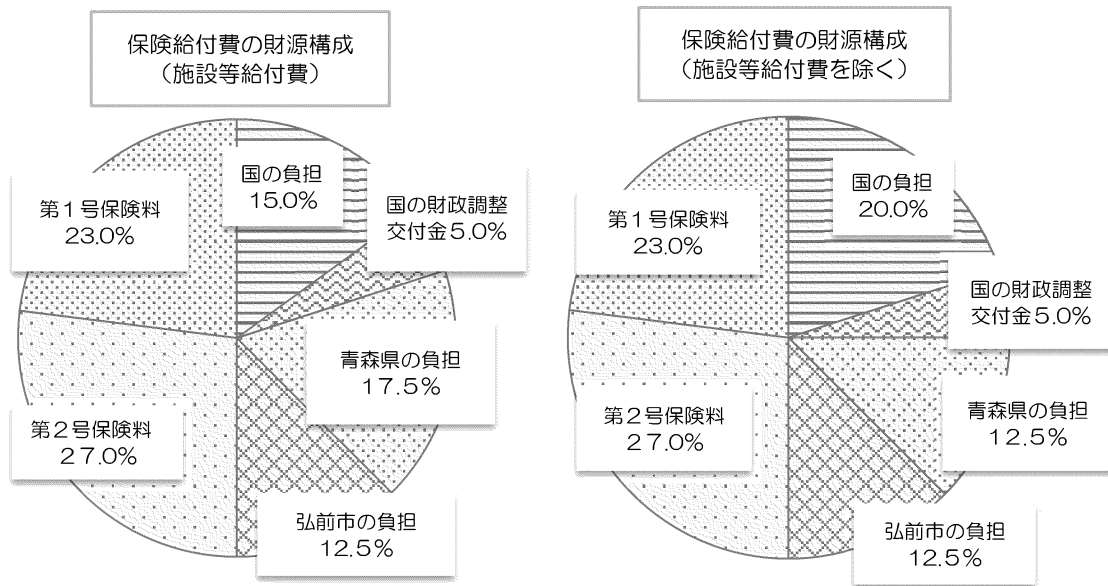
### (1) 介護保険制度の財源

介護サービスを利用した場合、利用者の負担は1割又は2割となっていますが、残りの9割又は8割は加入者の保険料と国、県、市の負担金を財源としており、介護事業者に「保険給付」として支給されています。

なお、第1号被保険者の負担割合については、第6期計画期間は22%でしたが、高齢者数が増加したことに伴い、第7期計画期間では23%に増加することとなりました。

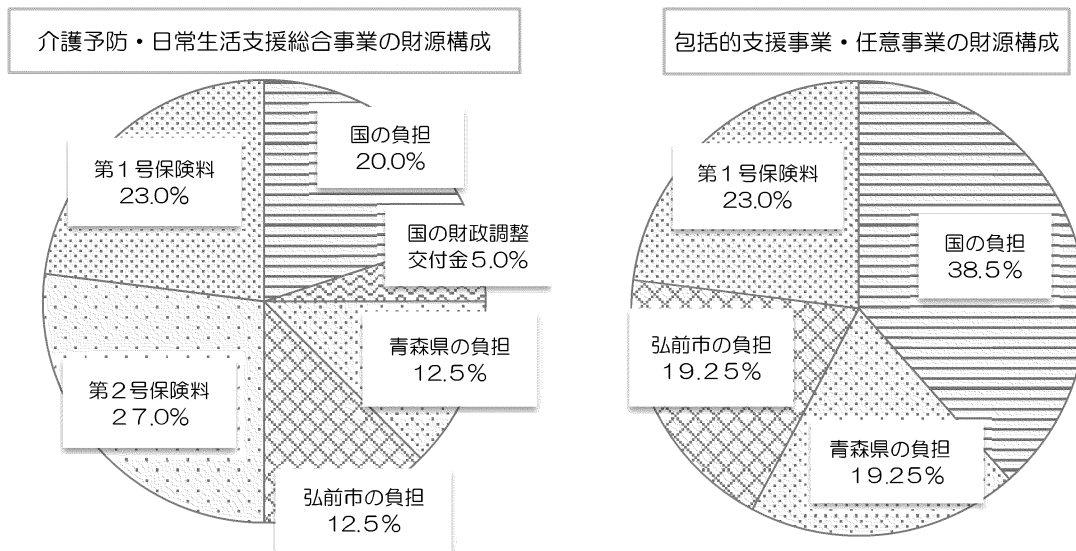
### ① 介護給付費

介護給付にかかる財源の2分の1は公費で負担し、残りの半分は介護保険料で賄われています。それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



### ② 地域支援事業費

地域支援事業にかかる財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業では異なりますので、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



## (2) 介護保険料の算出方法等について

### ① 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料推計については、計画期間（3年間）の介護サービス利用量見込みを基に介護サービス費を計算し、さらに地域支援事業や市町村特別給付等にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出します。続いて、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を所得段階に合わせた第1号被保険者数で割り、1人あたりの保険料を決定します。

$$\boxed{\text{弘前市の基準額（年額）}} = \frac{\boxed{\text{弘前市で介護保険給付にかかる費用}} \times \boxed{\text{65歳以上のかたの負担分（23\%）}}}{\boxed{\text{弘前市の65歳以上の人数}}}$$

### ② 収入と支出の差額が生じた場合

①で算出した保険料基準額に基づいた収入と支出（保険給付費など）に差額が生じた場合は、次のとおりとなります。

なお、介護保険料については、収入と支出の差が過大にならないように設定することが望ましいものと考えています。

#### 【収入＞支出の場合】

各年度の収入が支出を上回った場合の差額は、市の財政調整基金に積み立てを行い、翌年度に繰り越すこととなります。

#### 【支出＞収入の場合】

各年度の支出が収入を上回った場合、収入の不足分は県から借り入れを行うこととなります。

借入金は、次期計画期間（今回の場合は第8期）の第1号被保険者の保険料に上乗せして負担していただき、県に返済することとなります。

## Ⅱ. 第7期介護保険料について

### 1. 第6期計画における介護保険料基準月額について

当市の第6期計画における介護保険料基準月額は 6,170 円 ですが、この金額は、第6期計画策定時に算定した介護保険料基準月額 6,603 円 を、地域福祉基金から7億円を繰り入れることで月額 433 円減額 し、第5期計画における介護保険料基準月額と同額としたものです。

### 2. 第6期計画で繰り入れを行うこととした理由について

- ①第6期計画策定時は、当市の介護保険財政の状況は極めて厳しい状況にあり、他自治体と比べて介護認定を受ける人が多く、かつ利用している給付費総額も高い状況にありました。
- ②このため介護給付費の適正化に向け、ケアプラン点検や自立支援介護が早期に普及するような各種事業をパッケージで展開していく必要がありました。
- ③これらのことから、考えられる給付費の適正化施策を全て投入するとともに、それらの効果が目に見えてくるまでの緊急避難として、基金から3年間で7億円を繰り入れることで、第5期の介護保険料（6,170円）と同額に据え置くこととしたものです。

### 3. 第6期での市独自の取り組みによる効果

第6期計画期間中に給付費削減のため、自立支援介護推進事業や給付費適正化事業において様々な取り組みを行った結果、当初の給付費見込み（第6期計画策定時）と比較して、H30～H32年度の3年間で給付費を31.9億～50.5億円程度削減できる見込みとなっております。

### 4. 第7期計画期間における国の制度改正について

#### (1) 国の制度改正内容

- ・第1号被保険者の負担割合の増加（22%⇒23%）
- ・介護報酬増額改定（+0.54%）
- ・消費税増税による影響（H31年10月から）  
【給付費に与える影響】H31年度⇒+0.2%、H32年度⇒+0.4%程度）
- ・介護職員の更なる処遇改善による影響（H31年10月から）  
【給付費に与える影響】H31年度⇒+約1%、+約2%

これら全てが第7期介護保険料の上昇要因となっております。

## 5. 第7期保険料基準月額の試算

保険料基準月額については、介護給付費の伸びや給付費適正化事業、介護予防事業等の取組による施策効果を踏まえ、試算しています。

試算については、平成 30 年度からの介護報酬改定や平成 31 年度の介護報酬改定などを反映させた試算となっています。

なお、次回審議会において、国の制度改正による影響や介護予防の取り組み、介護給付費適正化の効果などについて精査したうえで、介護保険料の改定案を提示する予定です。

### 【第7期保険料基準月額】

月額 6,779 円～7,027 円程度

- ※1 第6期計画期間の利用実績や認定率の変化等を踏まえ、直近の利用実績の伸び率で推計⇒月額 6,779 円程度 (+609 円増)
  
- ※2 当市では訪問介護などの一部のサービスの利用が伸びていることから、(1)の試算より、一部のサービスの利用実績がさらに増加(1.5倍程度)するものとして推計⇒月額 7,027 円程度 (+857 円増)

## 【参考資料】

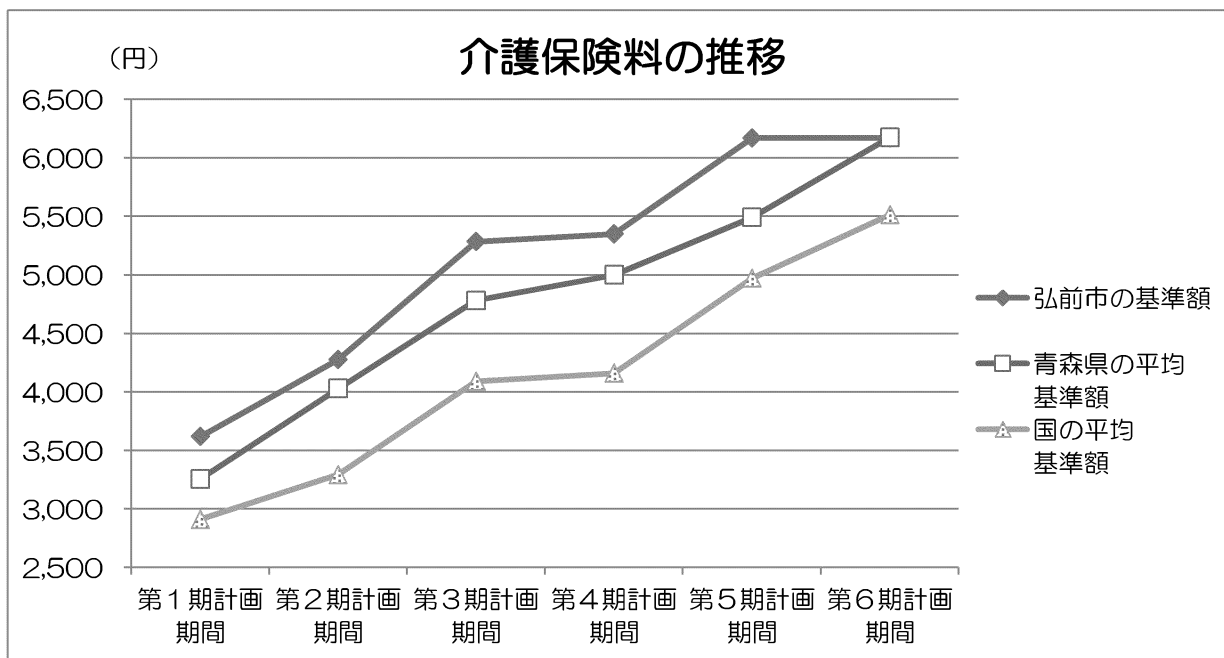
### (1) 第6期計画策定時の保険料推計と第7期保険料推計の比較（月額）

	第6期保険料	第7期保険料	第6期と第7期の差額
第6期計画策定時	6,170円 (6,603円)	7,968円	1,798円増 (1,365円増)
第7期計画策定時		6,779円～ 7,027円	609円～857円増 (176円～424円増)

※（ ）内は地域福祉基金から繰り入れを行う前の保険料です。

### (2) 当市の介護保険料と青森県、全国平均の保険料との比較

	弘前市の基準額 (年額)	弘前市の基準額 (月額)	青森県の平均 基準額 (月額)	国の平均 基準額 (月額)
第1期(H12～14)	43,410	3,618	3,256	2,911
第2期(H15～17)	51,310	4,276	4,029	3,293
第3期(H18～20)	63,420	5,285	4,781	4,090
第4期(H21～23)	64,200	5,350	4,999	4,160
第5期(H24～26)	74,040	6,170	5,491	4,972
第6期(H27～29)	74,040	6,170	6,175	5,514



## 介護保険料の所得段階の見直しについて

### ○第 3 回審議会における提案

低所得者対策として、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、当市の最高段階である第 9 段階を 4 つに細分化し、併せて第 6 段階以降の段階を区分する基準所得及び負担割合を見直し、1 3 段階とする検討をしました。

### ○所得段階の細分化を見送り現行 9 段階を継続する理由

第 3 回審議会にて提案しました所得段階の見直しについては、さらに精査検討したものの、一部の高所得者層の保険料が著しい上昇率となることから、理解を得られないと判断しました。

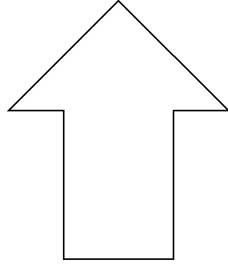
そのことから、今回の保険料改定については、全ての所得段階で、一定の上昇割合となる現行 9 段階を継続することとしました。

# 第7期介護保険料案

## ○第6期介護保険料月額

所得段階	対象者	割合	保険料月額 A
第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.444	2,740円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.630	3,880円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.740	4,560円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.875	5,390円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	1.000	6,170円
第6段階	125万円未満の方	1.125	6,940円
第7段階	125万円以上190万円未満の方	1.250	7,710円
第8段階	190万円以上400万円未満の方	1.500	9,250円
第9段階	400万円以上の方	1.750	10,790円

・第7期計画においては、国の制度改正による影響やサービス利用の増加を考慮すること、介護保険料月額が、6,170円から6,779円～7,027円の間の試算となります。



## ○第7期介護保険料月額

基準月額 6,779円 ~ 7,027円

所得段階	対象者	割合	人数	保険料月額 B	増加額 C(B-A)	増加割合 C/A
第1段階	第6期と同じ	0.444	13,401人	3,010円 ~ 3,120円	270円 ~ 380円	9.9% ~ 13.9%
第2段階	〃	0.630	4,498人	4,272円 ~ 4,428円	392円 ~ 548円	10.1% ~ 14.1%
第3段階	〃	0.740	3,820人	5,017円 ~ 5,200円	457円 ~ 640円	10.0% ~ 14.0%
第4段階	〃	0.875	8,599人	5,933円 ~ 6,148円	543円 ~ 758円	10.1% ~ 14.1%
第5段階	〃	1.000	6,064人	6,779円 ~ 7,027円	609円 ~ 857円	9.9% ~ 13.9%
第6段階	〃	1.125	7,724人	7,627円 ~ 7,905円	687円 ~ 965円	9.9% ~ 13.9%
第7段階	〃	1.250	4,818人	8,474円 ~ 8,783円	764円 ~ 1,073円	9.9% ~ 13.9%
第8段階	〃	1.500	3,058人	10,169円 ~ 10,540円	919円 ~ 1,290円	9.9% ~ 13.9%
第9段階	〃	1.750	1,399人	11,864円 ~ 12,297円	1,074円 ~ 1,507円	10.0% ~ 14.0%